

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p><u>(事務局企画調整役(総務・教務担当))</u></p> <p>第14条 事務局に<u>事務局企画調整役(総務・教務担当)</u>を置く。</p> <p>2 <u>事務局企画調整役(総務・教務担当)</u>は、事務局長を補佐し事務局の<u>総務及び教務に係る業務</u>について掌理し、及び調整する。</p> <p><u>(事務局次長(病院担当))</u> (新設)</p> <p>第14条の2 事務局に<u>事務局次長(病院担当)</u>を置く。</p> <p>2 <u>事務局次長(病院担当)</u>は、事務局長を補佐し事務局の<u>病院に係る業務</u>について掌理し、及び調整する。(新設)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年5月13日から施行し、改正後の第14条及び第14条の2の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p>	<p>(略)</p> <p><u>(事務局次長)</u></p> <p>第14条 事務局に<u>事務局次長(総務・教務担当)</u>及び事務局次長(病院担当)(以下「事務局次長」という。)を置く。</p> <p>2 <u>事務局次長</u>は、事務局長を補佐し事務局の<u>所掌業務</u>について掌理し、及び調整する。</p> <p>(略)</p>

令和4年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。